

税理士事務所が受任する

平成29年分個人の確定申告への対応

税理士事務所の重要業務の一つである個人の確定申告は、顧問先の個人事業者、不動産賃貸事業者、法人の役員及びその従業員を中心とした所得税、消費税、贈与税の申告受託です。

個人に帰属する所得は、その個人がどのような経済活動を行っているか、保有資産をどのように運用しているか、生活の源泉を何に求めているのか、偶発的、臨時的な収入など、さまざまです。つまり、事業所得者は事業だけではなく、不動産賃貸、公的年金、生命保険等の満期金などの収入があったり、不動産賃貸業の場合には、不動産所得だけでなく資産の運用として株式投資による配当や譲渡所得があったり、また役員も給与のほか会社への不動産賃貸による収入や配当金の収入による所得があったりします。臨時的な所得として収用による不動産の処分や居住用財産の譲渡などの所得もあります。

さらに、個人事業者や不動産賃貸業については消費税の申告も受託することになります。この消費税の処理は、所得税の処理と連動して行うこととなります。

また、相続税の課税強化に対応するための生前贈与が行われている状況の中で、顧問先のほか一般の納税者の方を紹介されて贈与税の申告の依頼を受けることもあります。

生前贈与について、暦年課税方式・相続時精算課税方式のいずれを選択するか、その対応も必要となります。

最近の確定申告において注意したいのは、過去の税制改正がその年の確定申告にどのような影響を与えるかを確認することです。例えば、平成26年改正のうち給与収入1,000万円超に対する給与所得控除額は29年分から適用、28年改正のセルフメディケーション税制は29年分から適用など、その適用年度を確認する必要があります。したがって、平成29年度の所得税から適用される制度を確認して、今年の確定申告に反映させることが大切です。

税理士事務所では、財務処理から申告書作成まで、すべてをコンピューターソフトにより処理している状況の中で、最も注意したいのは、すべての所得計算、消費税計算及び贈与税について、証憑書類の収集と確認及び各規定の適用要件をしっかりとチェックすることです。

納税者からの聞き取りは重要なポイントですが、その申し出のみで業務を進めることなく、必ずその根拠となる証憑書類を収集し、その内容、事実を納税者と確認し、納得の上で申告業務を進めて頂きたいと思っております。

講師紹介 税理士 岩下 忠吾 氏

租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員、日本税務会計学会相談役
東京地方税理士会税法研究所主任研究員、千葉県税理士会会員相談室主任相談員。

〈著書〉

「事例に見る相続税の疑問と解説」(ぎょうせい)・「詳細 相続税 六訂版」(日本法令)

「総説 相続税・贈与税四訂版」(財經詳報社)・「総説 消費税法改訂版」(財經詳報社)

「非上場株式の評価と承継対策」(税務経理協会)ほか

= 開催要領 =

- 日時 平成30年1月24日(水) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
- 会場 税理士会館8階 会議室(下記案内図参照)
- 定員・受講料 150名(先着順)・1名10,000円(昼食付き)
- お申込方法 **振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。**先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。
それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
- 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyoo.com>)
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース10月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。